



続・体系書執筆40年 ——傘寿の法学者、山路越えて

東京大学名誉教授・日本学士院会員

伊藤 眞 Makoto Ito

I はじめに

「体系書執筆40年——ある高齢法学者の歩み」と題する随想を本誌78巻1号65頁に掲載いただいたのが、令和7年（2025年）2月、その後、同年12月、『破産法・民事再生法【第6版】』（有斐閣）を上梓し、本年（2026年）4月、『民事訴訟法【第9版】』（有斐閣）を公刊することができました。本稿は、前随想の続編にあたります。

顧みれば、前者の原著『破産法』初版公刊が昭和63年（1988年）、以来40年に近く、後者の初版公刊が平成10年（1998年）、爾後30年に迫り、年齢で申せば、それぞれ40歳代前半、50歳代前半にあたります。

II 読者の支持

これほど長期にわたって改訂作業を続けられた理由を振り返ってみますと、いくつかのことに気づかされます。

第1は、申すまでもなく、読者の御支持をいただいたことです。体系書が果たすべき役割には様々なものがあり、学習用の教科書として、また、立法はもちろん判例や学説を含めた最新の情報を分析し、それを体系の中に位置づけ、実務運用に生じる問題の解決指針を示すことなどがあげられます。

したがって、読者としては、学生・司法修習

生諸兄姉、裁判官・弁護士・各種事業体の法務担当者などの実務家などがいらっしゃるでしょうが、学習や執務にとって拙著が多少のお役に立ったとすれば、著者の喜び、これに過ぎるものはありません。

III 編集者の尽力

第2は、歴代編集者の尽力です。執筆の方法こそ、万年筆で原稿用紙のマス目を埋める方式からキーボードを叩く作業に変わりましたが、一字一句、著者の手で記すことに変わりはありません。しかし、編集者が、その内容を点検し、誤字・脱字は言うまでもなく、記述の重複や乱れを整序した上で、数次の校正を通じて、引用条文、判例、学説の出典などを確認し、索引を作成した後に校了となり、印刷・製本の段階に入ります。

もちろん、編集者の指摘を確認し、修正するのは著者の責任であり、書物となっても不正確な記述が残っているときは、すべて著者の責に帰されるべきものですが、公刊に至るまでには、黒子と申すべき編集者の尽力が隠れていること、御理解いただけるでしょう。

IV 知的緊張感の維持 一恵まれた環境にあって

第3は、大学の研究室を離れた後も、行き届いた研究・執筆環境を与えられてきたことです。長島・大野・常松法律事務所に籍を置いた62歳